

奨学生募集要項（2025年度）

No. 427

直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	日本通運育英会		
2025 募集人数	全国で20名		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
財団締切時期	2025年5月15日（木）		
給付	月額 30,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	18歳以上21歳以下
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	・他奨学金との併給可 ・保護者が、交通事故により死亡又は重度の心身障害を負った、あるいは学生本人が交通事故による障害もしくは傷病を負った者 ・家計基準あり（※詳細は募集要項を参照） ・申請書類は、財団HPからダウンロードすること		

公益財団法人日本通運育英会

日本通運交通遺児等支援奨学金 2025 年度奨学生募集要項

交通事故によりハンディを負った皆さんを支援する奨学金です。

1. 奨学金の概要

- A. 4年制及び6年制大学の学生（学部生）を対象としております。大学院生・短期大学生・専門学校生の方は対象とはなりません。
- B. 月額30,000円（返済不要）を正規の最短修学期間、給付します。
- C. 給付の交付開始は7月から行います。（4月にさかのぼって給付。）
- D. 給付は半年分を一括して振込します。
- E. 他の奨学金を受けていても申請出来ます（※）。また、大学卒業後の進路には制約がありません。
（※）但し、他の制度側が、併用不可と規定しているところもありますので、申請時には申請可能か、十分注意するよう願います。

2. 応募資格

以下A～Dの要件をすべて満たす方が申請できます。

- A. 交通事故により保護者等を失うか、又は保護者等が交通事故により重度の心身障害（※1）を負った方。あるいは、学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方。（※2）

（※1）保護者等の重度の心身障害とは、次のいずれかに該当することを言う。

（心身障害等の原因が交通事故によることが条件になります。）

- 1. 障害者手帳 1～4級
- 2. 精神障害者手帳 1～3級
- 3. 自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び第2の1～7級

（※2）学生本人の場合は、上記（※1）を適用せず、軽度であってもその障害もしくは傷病と交通事故との因果関係が交通事故証明書、診断書等で認められれば、対象者といたします。

- B. 2025年4月現在、18歳以上21歳以下である方。
（高等学校在学中の予約採用は行っていないため、高校3年生の方は大学入学後、4月に本人から申請するよう願います。）

- C. A項を原因として、経済的に修学が困難であると認められる方。（以下3の応募基準を満たす方。）
- D. 学術優秀、品行方正で勉強意欲のある方。

3. 応募基準 世帯者全員の年収・所得金額が下記家計収入基準以下であること。

世帯合計人数 (本人含む)	給与収入	給与所得以外の所得
2人	600万円	250万円
3人	700万円	300万円
4人	800万円	370万円

4. 応募期間 2025年4月1日～5月15日 (事務局必着)

5. 募集人数 20名

6. 応募申請方法

以下の各書類を一式揃えて、本人から直接事務局に郵送してください。（個人情報が含まれますので、レターパックもしくは簡易書留の使用を推奨します。）

- A. 日本通運交通遺児等支援奨学金申請書【様式10】・・・1通
（表裏両面に記入欄があります。ダウンロードにより表裏面が別々になった場合は、表裏をホッチキスで留めてください。）
申請書裏面の補償欄も忘れずに記入願います。
- B. 学校長または学部長等の推薦書（本片）・・・1通
（※新入大学1年生の方は、卒業高等学校の推薦書「高校所定様式もしくは【様式11】」を取得してください。大学2年生以上の方は在籍大学から推薦書「大学所定様式もしくは【様式12】」を取得してください。）
- C. 調査書又は成績証明書（高校又は大学の所定様式、本片）・・・1通
（※新入大学1年生の方は、卒業高等学校の調査書、大学2年以上の方は、在籍大学の学業成績証明書を取得してください）
- D. 在学証明書（在籍のもの大学、本片）・・・1通

E. 保護者等の収入・所得を証明する書類・・・1通（ご両親に収入がある場合は各1通）

（源泉徴収票の写し、所得証明書は【収入欄が「0」でなく、金額の記載があるもの】、の本片。もしくは確定申告書の写し等）

F. 交通事故証明書の写し・・・1通

（入手出来ない場合は【様式14】もしくは、保険会社の発行書類、事故の事が載った当時の新聞記事の写しなど、発生事実の判るもの）

G. 死亡診断書の写し、または障害者手帳、精神障害者手帳、交通事故との関連性が判る診断書等の写し・・・1通

H. 戸籍謄本（原本）・・・1通

7. 採否通知

6月中旬（予定）に書面にて採否を通知いたします。なお、応募者が定員を上回る多数となった場合は、3項に記載の応募基準等を中心に厳正に書類選考を行います。

8. その他

奨学生の義務等詳細については日本通運育英会奨学資金給付規程をご確認ください。

9. 応募書類送付先、問い合わせ先

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町2番地 日本通運株式会社人財戦略部内

公益財団法人 日本通運育英会 事務局 宛

TEL 03-5801-1198

携 帯 070-7360-0861

MAIL nittsu-ikueikai@nipponexpress.com

公益財団法人日本通運育英会奨学資金給付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本通運育英会（以下本会という）定款に基づく奨学資金の給付およびその手続等について定める。

(名称)

第2条 この奨学資金の名称を「日本通運交通遺児等支援奨学金」と定める。

(適用対象)

第3条 この規程は、2023年4月1日以降に、新たに奨学資金の給付を受ける奨学生に適用するものとする。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法第67条第2項に規定する車輛等の交通による人の死傷のあった事故をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法第16条に規定する保護者または本会の理事長が特に必要があると認めた場合にあつては児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。

(応募資格)

第5条 本会の奨学金は、以下の要件をすべて満たす者が申請できる。

- (1) 学校教育法による大学に在学する者のうち、学術優秀、品行方正であり且つ勉強意欲がありながら、経済的理由で修学が困難と認められる方。（第6条の応募基準を満たす方。）※大学院生、短期大学生、専門学校生は対象外。
- (2) 交通事故により保護者等を失うか、又は保護者等が交通事故により重度の心身障害（※1）を負った方。あるいは、学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方。（※2）

（※1）重度の心身障害とは、次のいずれかに該当することを言う。

1. 身体障害者福祉法（身体障害者手帳の1級～4級）
2. 精神障害者福祉法（精神障害者手帳の1級～3級）
3. 自動車損害賠償保障法施行令別表第1および別表第2に掲げる1級から7級の後遺障害。

（※2）学生本人の場合は、上記※1を適用せず、軽度であっても、その障害もしくは傷病と交通事故との因果関係が交通事故証明書、診断書等で確認できれば対象者として扱う。

- (3) 募集年度の4月現在、18歳以上21歳以下の方。

(応募基準)

第6条 世帯者全員の年収・所得金額が下記家計収入基準以下であること。

世帯合計人数 (本人含む)	給与収入	給与所得以外の所得
2人	600万円	250万円
3人	700万円	300万円
4人	800万円	370万円

(給付金額)

第7条 奨学資金の給付額は、月額30,000円とする。この給付奨学金について、奨学生は、本規程第16条に該当する場合を除いて、本会への返還を要しないものとする。

(給付期間)

第8条 奨学資金を給付する期間は、正規の最短修学期間とする。

(給付の申請)

第9条 給付の申請に関する事項は別に定める募集要項による。

(奨学生の決定)

第10条 本会は各年度の事業計画にもとづいて別に定める選考要領により奨学生を決定する。

(奨学資金の給付方法)

第11条 本会は毎年4月および10月の2回に各半年分の奨学資金を奨学生に給付する。ただし、採用初年度は別に定める募集要項による。

(学業成績等の提出)

第12条 奨学生は給付を受けた各年度の学習内容について「学習内容報告書」を必ず作成し、当該年度分の学業成績証明書とともに、別途指示する期日までに理事長あて提出しなければならない。

(届出および報告)

第13条 奨学生は、つぎの各号の一に該当するときは、所定の方法により直ちに本会に届出なければならない。

- (1) 奨学生が休学、復学、転学または退学するとき
- (2) 他の大学や学部編入することが決まったとき
- (3) 傷病その他の事由により、長期間にわたり欠席しようとするとき
- (4) 大学より停学その他の処分を受けたとき、または刑事事件に関し起訴されたとき
- (5) 留年することが明らかになったとき
- (6) 本会に登録した情報(本人および家族の住所、連絡先、振込口座等、その他

重要な事項)に変更があったとき

(奨学資金の一時停止)

第14条 奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の給付を一時停止する。

- (1) 休学したとき
- (2) 留年したとき
- (3) 第12条の提出義務を適切に果たさなかったとき

(奨学資金の辞退)

第15条 奨学生は、いつでも奨学資金の辞退を申し出ることができる。

(奨学資金給付の廃止)

第16条 本会は、奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の給付を廃止する。

- (1) 退学したとき
- (2) 傷病等のために成業の見込みがなくなったとき
- (3) 奨学資金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 学業成績または品行が不良と認められるとき
- (5) 正当な理由なく、第12条の提出義務を継続して果たさなかったとき
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (7) いつわりの申請その他不正の手段により給付を受けたとき
- (8) その他、奨学生として不適當であると認められるとき

(奨学資金の返還)

第17条 奨学生である者が、第16条第6号から第8号のいずれかに該当し、奨学資金給付の廃止決定を受けた場合には、既に給付を受けた奨学資金の全部または一部につき、別途指示する方法をもって、本会に返還しなければならない。

(規定の細目)

第18条 この規定について必要な細目は別に定める。

(規定の改廃)

第19条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程の制定日は、2022年11月18日とする。
2. 2021年3月末日以前に奨学資金の貸与を受けた奨学生については、貸与制について定めた日本通運育英会奨学規程を適用する。

以 上

日本通運 交通遺児等支援奨学金 募集のご案内

募集対象

交通事故により保護者等を失うか、又は保護者等が交通事故が原因で重度の心身障害を負った方
あるいは、学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方に奨学金を給付しています

概要

- 奨学金の種類 給付型（返済不要）
- 応募資格（詳細は募集要項をご確認ください）
 - ①交通事故により保護者等を失った方、又は保護者等が交通事故により重度の心身障害を負った方
 - ②学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方
 - ③上記が原因で、経済的に修学が困難な方（家計収入基準があります）
 - ④申し込み年度の4月現在、4年制又は6年制大学に通う、18歳以上21歳以下である方
 - ⑤学術優秀、品行方正で勉強意欲のある方
- 奨学金の金額と給付期間
月額3万円（年額36万円）を正規の最短修学期間給付します
- 選考および採用
選考は応募された書類により選考します（採用人数は20名）
なお、高校在学中の予約採用は行っておりません
- 他の奨学金を受けていても申請でき、また大学卒業後の進路には制約がありません



✎ 当財団について

1961年に、経済的理由により修学が困難な方に学資の貸与を行い、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的として設立され、2013年に公益財団法人に移行しました。

2021年度からは新たな給付型奨学資金制度を開始し、より一層の社会貢献を続けております。

🤝 ご寄附のお願い

当財団では奨学育英事業の運営にあたって、皆様方からいただいたご寄附をもとに活動を続けております。

今後も一人でも多くの交通遺児等の方を支援していくため、是非とも皆様方の暖かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当財団は、2013年に公益認定を受け、特定公益増進法人となっておりますので、ご寄附をいただきました場合は税法上の各種優遇措置を受けることが可能です。

個人の方	所得税の所得控除 住民税の控除（自治体が条例で制定している地域にお住いの方のみ） 相続税の控除（相続または遺贈財産をご寄附いただいた場合）
法人の方	寄附金の損金算入が利用できます。
お申込み	当財団の事務局にお電話でお申し込みください。 (03) 5801-1198

お問い合わせ

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町2番地 日本通運株式会社人財戦略部内
TEL(03) 5801-1198 FAX(03) 5801-1989
nitsu-ikueikai@nipponexpress.com

◆公益財団法人 日本通運育英会

当財団のホームページより

詳しい応募方法をご確認ください。

日本通運育英会

検索

<http://www.nitsu-ikueikai.or.jp>

